

鶴岡市 U・I ターン就職活動交通費等支援事業補助金に係る QA

※主な QA については、[チラシ](#)にも掲載しています。

Q1. 移動手段は、飛行機・JR・高速バスのどの手段でもよいのか？

A1. 公共交通機関であればいずれでも対象となります（タクシー・自家用車は対象になりません）。

Q2. 例えば、東京―鶴岡間を飛行機を使わず地上移動すると

- ・東京―（新幹線）―仙台―（高速バス）―鶴岡
- ・東京―（新幹線）―山形―（高速バス）―鶴岡
- ・東京―（新幹線）―新潟―（特急）―鶴岡

などのパターンがあるが、どのルートでもよいのか？

A2. 経路については、最短経路に限定していません。そのため、東京からの場合、新潟経由、仙台経由、山形市経由は、公共交通機関を利用した通常想定される経路であり、特段別の目的のために遠回りしたり、関係のない目的地を経由したりといったことがない限りは、補助対象として取り扱います。判断に迷う場合は申請前にご相談ください。

Q3. 飛行機の場合、早割と直前購入では金額が変わるが、どちらだとしても補助対象になるのか？

A3. いずれでも対象経費×1/2（上限3万円）で算定します。

Q4. 行程の途中に実家等がある場合、宿泊を入れてもかまわないか？

（交通費に変わりはないが、日付をまたいでかまわないか？）

例：1日目：名古屋―（新幹線）―東京→東京の実家

2日目：東京―（飛行機）―庄内

A4. 原則は、居住地と就職場所の直行での往復交通費を対象としており、日を跨ぐことは想定していませんが、長距離移動や公共交通機関の運行時間の都合により、移動途中での宿泊や日付跨ぎが必要と認められる場合は、補助対象として取り扱う場合もあります。

上記に該当する場合でも、駅・空港等～実家等間の移動に係る交通費は、就職活動場所までの移動に直接必要な経費とはいえないため、対象外です。

個別事情によって確認・聞き取りが必要となりますので、判断に迷う場合は申請前にご相談ください。